

藤枝市議会ガイド

3つの“葉素”が一つになって未来へ向かう藤枝市

二元代表制（市長・議会）のもと、①あなた（＝市民）の投票によって選ばれた②市長（＝執行機関）と③議員（＝市議会）の3者による適度な緊張関係の中で、わたしたちの暮らしに不可欠な「安全」「安心」「希望のもてる」まちづくりが行われていきます。ここでは、市民のみなさんから選ばれた議員（＝市議会）について、その仕事や仕組みの概要をご説明します。

あなた
(市民)

議員
(議会)

市長
(執行機関)

“幸せになるまち”藤枝づくり

～まち・自然・文化と共生 未来へ飛躍～





市民を代表して、行政の課題・問題をチェックします。

藤枝市は、昭和29年(1954)4月1日の市制施行以来今日まで、温暖な気候や恵まれた地理的環境により、農業、工業、商業、医療、福祉など各産業の均衡のとれた都市づくりを目指してきました。平成21年(2009)1月1日には旧岡部町と合併し、人口143,580人(令和3年12月31日現在)と志太榛原地域における中核都市として発展しています。

私たち市議会は、市民のみなさんからの様々な意見や要望を、議会を通じて市の運営に反映できるよう努めるとともに、変化の激しい時代に的確に対応しながら、市民生活の向上を目指して取り組んでいます。

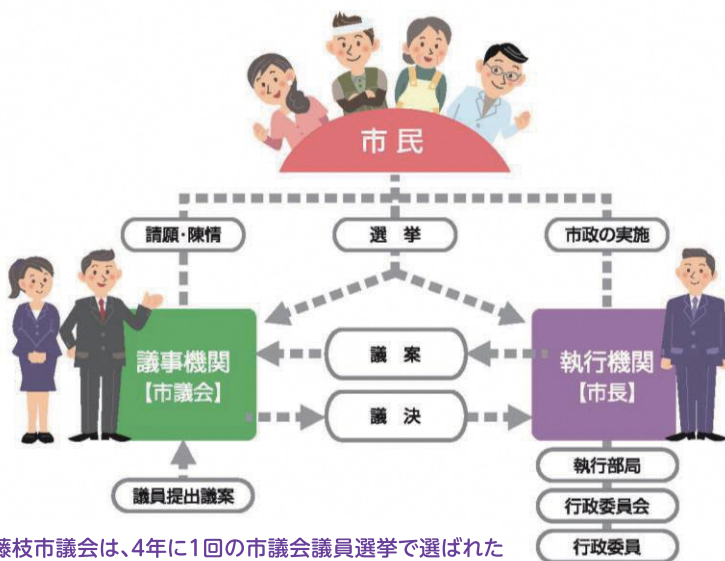


市の仕事=執行機関

執行機関は、市民から投票によって選ばれた市長を中心とした執行部局(総務部、企画創生部、財政経営部、市民協働部、スポーツ文化観光部、健康福祉部、都市建設部、産業振興部、環境水道部など)、行政委員会(教育委員会、農業委員会、公平委員会、選挙管理委員会など)、行政委員(監査委員)により構成されています。これらが相互に連携を図りながら行政の執行に当たっています。

市議会の役割=議事機関

議事機関としての市議会は、執行機関から独立し対等な立場にあります。市長と同様に、市民の代表として選挙によって選ばれた議員が、市長の提案する事業計画や予算、条例制定をはじめ、議員が提出した議案などを審議し、藤枝市の方向性を最終的に決定する機関です。市の運営が、適切に行われているかをチェックし、市民の暮らしをより豊かで潤いあるものとしていくための大切な役割を担っています。



藤枝市議会は、4年に1回の市議会議員選挙で選ばれた議員によって構成されます。選挙は2022年4月17日です。(定数：22名)

市議会から
高校生の
皆さんへ

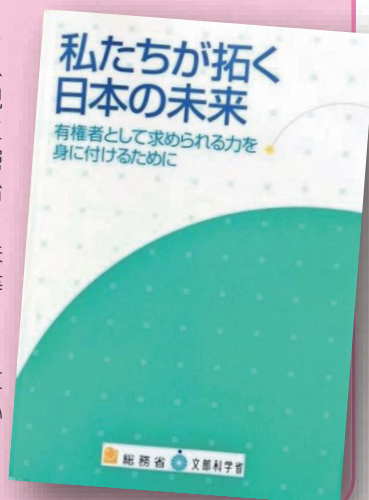
18歳選挙 を学ぼう



高校生向け副教材「私たちが拓く日本の未来」

平成28年6月19日からの選挙権年齢満18歳以上への引下げに対応し、学校現場における政治や選挙などに関する学習の内容の一層の充実を図るため、総務省と文部科学省の連携により「私たちが拓く日本の未来」が作成され、市内全高等学校にも配布されました。

本書を通し、有権者として在るべき自分の姿を探求し、社会参画につなげていくください。



市議会の主な権限と役割

議決権

地方自治法第96条

- ・議決を得ないと執行できない事項を議決案件といい、議決により決定します。
- ・条例の制定・改正、予算の決定、決算の認定、契約の締結、財産の取得・処分、訴訟の提起、和解など。

調査権

地方自治法第100条

- ・市政全般についての独自調査を行う権限。
- ・市議会は市の事務に関する調査を行い、関係人の出頭及び証言、記録の提出を請求することができます。

意見書提出

地方自治法第99条

- ・藤枝市とかかわりの深い事柄に対し、市議会としての意見表明を行います。
- ・国会や関係行政などに意見書を提出することができます。

議案提出権

地方自治法第112条

- ・議員は議会に条例案などの議決案件を提出することができます。(予算はこの限りではありません)
- ・議案を提出するには議員定数の「12分の1」以上(藤枝市では2人以上)の者の賛成がなければなりません。

検査権 監査請求権

地方自治法第98条

- ・市の事務に関する書類や計算書などを検閲し、法律に基づく委員会などの事務の管理、議決の執行及び出納を検査し、監査を求めることができます。

自律権

地方自治法第103～108・120・126～138条

- ・議会内部のすることについて自主的に決定できます。
- ・内容としては、議会の組織、運営、議長・副議長選挙、会議規則の制定、議員の資格決定、懲罰、傍聴人に対する措置などがあります。



静岡県内初の取り組み! 令和2年度から「通年議会」を導入しました

●通年議会って何？

市議会には、定期的に行われる定例会と必要に応じて開かれる臨時会があります。これまでは、年4回の定例会の各期間の中で、議案の審査等を行ってきましたが、通年議会では、5月の開会議会を皮切りに翌年の4月末までの1年間を会期とし、必要に応じ議会の判断で会議を開けるようになりました。なお、定例会や臨時会の中で開かれるのが、本会議や委員会です。これらの会議を通じて、執行機関や議員が提出した議案などの課題が審議・議決され、市民にもっとも適切なかたちで市政に反映されていきます。



定例会議会と臨時議会

■**定例会議会**は、通年議会での定例で開かれる本会議のことで、2月・6月・9月・11月の年4回開かれます。2月定例会議会は、藤枝市の1年間の予算などを決めますので特に大切です。6月・9月・11月の定例会議会では補正予算などが審議されます。また、議員による「一般質問」や会派代表者による「代表質問」が、定例会議会の大きな役目です。

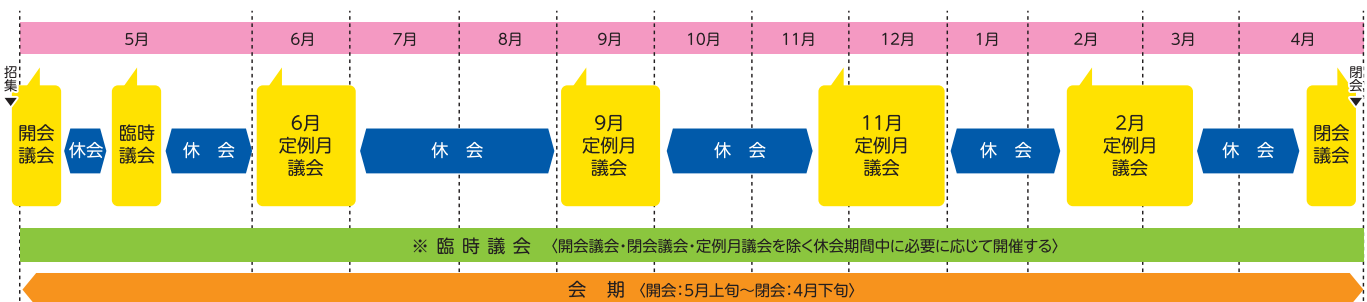
■**臨時議会**は、市長が定例会議会では間に合わないと判断した場合や、議員の4分の1以上の請求があったときは臨時議会が開かれます。(議長・副議長、委員長選挙と指名など)

本会議と委員会

■**本会議**は、市長や議員が提出した議案などについて、質疑・討論・採決が行われる会議です。ここで議決されたものが市議会の最終的な意思となります。市政全般について、「代表質問」、「一般質問」などの形で市長や執行部局の考えが問いただされたり、市長や議会からの新たな提案が諮られたりします。

■**委員会**は、市政を分野別に分けて詳しく専門的、能率的に審査するために設けられています。常任設置(任期2年)の「常任委員会」と必要に応じて設置される「特別委員会」があります。議員は必ずいずれかの常任委員会に所属します。

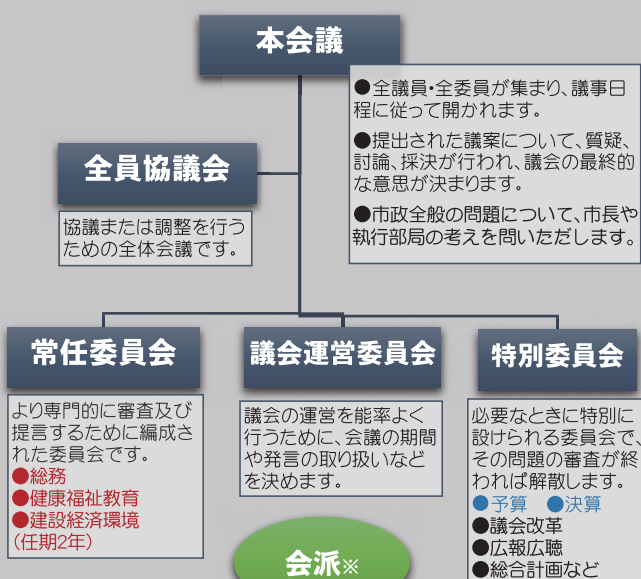
藤枝市議会の年間スケジュール



〔招集 ▼〕…市長が招集

* 定例会議会以外の期間では、先進自治体に学ぶ行政視察や各種研修会などを、委員会ごと、会派ごとに行い政策立案、提言につなげていきます。

本会議と委員会などの関係図



※会派とは…政策理念を同じくする議員により構成し、自分たちの政策を実現していくために、調査研究を行うグループで、二人以上から認められます。

藤枝市議会では、3つの常任委員会と2つの特別委員会が特徴的です!

総務委員会

総務、企画、財政、文化、スポーツ、観光などに関することを審査し、提言などを行います。

健康福祉教育委員会

福祉、保健衛生、医療、介護、教育などに関することを審査し、提言などを行います。

建設経済環境委員会

都市計画、道路、河川、環境、農商工の産業などに関することを審査し、提言などを行います。

予算特別委員会

次年度予算について、執行機関から提案された予算案が適切に審査します。

決算特別委員会

前年度決算について、報告された決算を審査、認定し、次年度予算編成に向けた提言を行います。



市民に見える議会、開かれた議会を進めています。

パソコン・スマートフォンから、議会ライブ中継・会議録検索をはじめ、議会の活動全般をご覧になれます。



おすすめ!



インターネット
議会中継

藤枝市議会の本会議のライブ中継と録画放映をご覧いただけます。



会議録
検索システム

藤枝市議会の本会議・委員会等の会議録情報をご覧いただけます。



【コンテンツについて】議員情報、議会日程・結果、議会活動、議会改革、請願と陳情、市議会について、新着情報、市議会だより、傍聴について、行政視察受け入れなどを紹介しています。特に、**議会中継**や**会議録検索**は市議会の活動状況を知るうえでもっとも身近な課題や問題を取り上げるため、議員 22 名で構成された議会の存在意義がよく伝わります。

市議会だより

議会の活動状況を伝える広報誌

『市議会だより』を年 4 回（6 月・8 月・11 月・2 月）発行し、町内会を通じて各家庭に配布しています。本会議で審議された議案の結果や代表質問・一般質問の内容、そして常任委員会の活動などが報告されます。編集は、「広報広聴委員会」が担当しています。



議会タウンミーティング

あなたの意見・要望を市政に反映

市議会では、議会の活動報告と市民のみなさんから様々な意見や要望を聴く機会として、「タウンミーティング」を平成 22 年度から開催しています。議員 22 名をグループ分けし、市内中学校区（10 学区）の地区交流センターを主会場として行っています。さらに積極的な広報広聴活動に取り組むため、各種団体などと意見交換会を実施しています。



本会議・委員会の傍聴

本会議での質疑・討論のようすを直接体験

本会議をはじめ、常任委員会、予算特別委員会、決算特別委員会など、どなたでも傍聴することができます。本会議の傍聴は定員 50 人、その他の委員会の定員は 5～10 名です。いずれも市役所東館 5 階の議場や議会事務局で受け付けます。なお、本会議の傍聴席が定員に達した場合は、市庁舎 1 階ロビーにて TV 放映をご覧ください。（委員会の放映はありません）

※現在、新型コロナウイルス感染症対策のため、議場での傍聴を 16 人に制限しています。定員を超えた場合は別室へご案内しますのでご了承ください。

請願・陳情の提出

議会を通じて行政へ要望・要求

市民のみなさんが、市政に関することで、市議会に対して意見や要望を提出する制度として「請願」と「陳情」があります。市に対して、それぞれ意見や要望ができる制度です。担当の委員会で審査され、本会議で採択か不採択かが最終的に決められます。なお、「請願」については、議員の紹介を必要とします。

藤枝市議会・議会事務局

〒426-8722 静岡県藤枝市岡出山 1-11-1 藤枝市役所東館 5 階

電話：054-643-3552 FAX：054-646-2030

E-mail：gikai@city.fujieda.shizuoka.jp

URL：http://www.city.fujieda.shizuoka.jp/shigikai/

